

No.1701

2017年4月

顧客本位の業務運営に関する原則

二上季代司(1)

将来株式取得略式契約スキーム (SAFE) の課題 ~クラウドファンディングとの関連で~ 松尾 順介 (9)

外為市場の各国比較

伊豆 久(25)

英独取引所グループの経営統合撤回

吉川 真裕 (33)

公益財団法人 日本証券経済研究所 大阪研究所

顧客本位の業務運営に関する原則

二上季代司

者が顧客本位の業務運営におけるベスト・プラクティスを目指すうえで有用と思われる原則を定めたもの、とさ 先月末 (三月三〇日)、金融庁は「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し公表した。これは、 金融 事業

いサービスの提供、⑦従業員に対する適切な動機づけの枠組み、の七項目が挙げられている。 の追求、 この原則に盛り込まれた事項として、①顧客本位の業務運営に関する方針の策定と公表、②顧客の最善の利益 ③利益相反の適切な管理、④手数料等の明確化、 ⑤重要な事実の分かりやすい提供、 ⑥顧客にふさわし

と呼ばれるもので策定されており、これまでわが国の金融事業者が慣れ親しんできた「ルール・ベース・アプロ ーチ」とは異なるものである。それだけに、コメントのなかには「戸惑い」もみられたが、他方で傾聴すべきコ ント」を募った。コメント数は一八五である。この「原則」の内容は、「プリンシプル・ベース・アプローチ」 ところで、これに先立つ一月中旬、金融庁は原案を発表し、二月二〇日までの一ヶ月間、「パブリック・コメ

メント・意見も見受けられた。以下では、この「原則」を概説しつつ、「パブリック・コメント」のなかから、

傾聴すべき意見等を紹介しておこう。

1 プリンシプル・ベース・アプローチ

今回の 「原則」の特徴は、 原則の採択のみならず取り組みそのものが、「プリンシプル・ベース・アプロ ーチ」

にもとづくものである。

は 保険会社等であろうが、それすら具体的には列挙されていない。 自らが関係あると考えた金融事業者が自主的に採択することを期待しているようである。想定されるのは、 商品の販売、 まずこの「原則」の採択は強制されて行う義務でなく自主的なもの、とされる。この「原則」を採択する主体 「金融事業者」とされているが、その対象範囲はあらかじめ具体的には定義されていない。この原則を見て、 助言、商品開発、 資産管理、運用等を行う者で、証券会社、銀行、投資顧問、 投資運用会社、 金融

部は実施しないことも想定されるので、 針を策定・公表し、取組状況を公表するとともに、方針を定期的に見直すことが求められる ~⑦については、自らの業務特性や状況に照らして実施することが適切ではないと考えられるものがあれば、 また、取り組み自体も自主的である。 原則①で策定される方針のなかに、 すなわち、この「原則」を採択すると、顧客本位の業務運営に関する方 実施するものは具体的な実施方針を、 (原則①)。原則②

に、 重視されているのは、 金融事業者の行動や取り組みを見えるようにすること(「見える化」)である。 顧客が、自らのニーズや課題解決に応えてくれる金融事業者を主体的に選択できるよう

実施しないものはその理由や代替策を、盛り込むことが求められる。

より良い取り組みを行う金融事業者が顧客から選択され、これを踏まえて各金融事業者が自らの業務運営を絶え このように、この 「原則」 の狙いは、各金融事業者がより良い金融商品・サービスの提供を互い

ず見直していくという好循環を期待しているわけである。そのためには、「原則(Principle)」にそって各金融事

業者が創意工夫を凝らしながら顧客本位の業務運営を進めることが望ましい、とされる。これが、「プリンシプ

ル・ベース・アプローチ」と呼ばれるものである。

より良い取り組みを行う金融事業者は顧客から支持、選択され、これを踏まえて各金融事業者が自らの業務運営 それは当然ながら、これに加えて、原則だけは示しておくから、あとはこの原則を見ながら、 が慣れ親しんできた「ルール・ベース」の業務運営とは異なるものである。いいかえれば、法令や行政当局のガ を絶えず見直していかざるを得なくなり、その結果、顧客本位へと業界全体の底上げがなされていくだろう、 か、自分で考え、創意工夫を凝らして業務運営をしなさい。そうすれば、より良い金融商品・サービスの提供、 イドラインさえ守ればよし、とするのではない。法令遵守は最低限の義務である(ミニマム・スタンダード)。 いう考え方のようである。 ところで、こうした「プリンシプル・ベース・アプローチ」の業務運営は、これまでわが国の金融事業関係者 何が顧客本位なの

シプル・ベース・アプローチ」への転換には、関係者の意識改革と自覚、努力が必要なのである。 もっとも、こうした姿勢転換は、自然とそうなるのではない。「ルール・ベース・アプローチ」から「プリン

2 顧客の最善の利益の追求(フィデューシャリー・デューティー)

役割・責任の総称として用いられるようになっている。原則②の「顧客の最善の利益の追求」も広い意味で なり広く使われるようになり、他人の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い、 れていた。この用語は、もともとは信託契約等に基づく受託者が負うべき義務を指す言葉であるが、 「原則」が策定される過程では、「フィデューシャリー・デューティー Fiduciary duty」という言葉が使わ 近年ではか

Fiduciary dutyに該当する。

家の間で議論があるようである。 その者の行為が「Fiduciary」に該当するかどうかを判断してきた。こうした「判例法」の英米両国とは異なって 的で多様な義務の総称であるため、個別に限定列挙しにくい。このため英米両国でも判例の積み重ねによって、 日本は「制定法」の国であるため、 ところで、この「Fiduciary duty」という概念は、イギリス(そしてアメリカ) 判例法の産物を制定法のルールとして受け継ぐことが可能かどうかは、 が発祥であるが、 かなり抽象

客と業者の間に「情報格差」があれば、それだけ裁量権も大きくなってくる。 dutyが課せられる根拠は、「裁量権」があるかどうかである。そして、「裁量権」の与えられる業務において、顧 しかしまた、原則②以下をみると、これらが Fiduciary dutyを淵源としていることも明らかである。 Fiduciary

だからこそFiduciaryが負うべき最大の義務とは「利益相反の適切な管理」ということになる。 だということになろう。そして、裁量権があるだけに、自己の利益を顧客利益に優先させることは容易であり、 は、投資に関する裁量権を与えられていることと同義である。そうした行為を、報酬を得て行う行為は「Fiduciary」 顧客が証券投資に当たって投資判断を下す際に、顧客に助言を与え、顧客になり代わって一任運用をすること

う。 情報格差があることにかんがみて、原則⑤では「重要な情報の分かりやすい提供」をあげているのであろ 原則③で「利益相反の適切な管理」、原則④で「手数料等の明確化」が挙げられている。

証券会社や投資運用会社であれば、自己売買利益の追求や手数料の徴収について「利益相反の可能性」が生じ

金融庁の「原則」では、③「利益相反行為の適切な管理」を必要とする事例として、顧客への金融商品の販

売・推奨などに伴って当該金融商品の提供会社から手数料等の支払いを受けるケース、同系の別会社から提供さ れた金融商品を販売・推奨するケース、同一グループが運用部門と法人営業部門を抱えている場合に運用部門が

法人営業部門の取引先企業の株式等を投資対象とするケース等が挙げられている。 また、原則④の「手数料」は名目を問わず顧客が負担する手数料その他費用の明細を、当該手数料がどのよう

のようなものが該当するのか、も含めて業者が検討すべきであるとされている。 なサービスの対価に関するものかを含めて情報提供すべき、とされている。 情報提供すべき手数料、 費用にはど

ない場合を顧客が比較することが可能となるような情報を提供すべきであるという。 て販売・推奨する場合には個別に購入することが可能かどうかを顧客に示すと同時にパッケージ化する場合とし 原則⑤の「重要な情報の分かりやすい提供」では、注記として、複数の金融商品 ・サービスをパッケージとし

3 アメリカのフィデューシャリー・デューティー

イアンス・コストを回避するため、提供する商品やサービスについても真剣な創意工夫がなされるのである。 けではない。 ューシャリーの定義そのものについて大きな関心が寄せられ、その定義に該当することから生じる重いコンプラ ・デューティーが課され、それを守らないと賠償責任がかかってくるということである。それだけに、フィデ そのもっとも大きな違いは、アメリカではフィデューシャリーに該当すると、フィデューシャリ 今回の 「原則」は英米のフィデューシャリー ・デューティーを淵源としてはいるが、 同じというわ

アドバイスがFiduciaryに該当するかどうか、である。アメリカでは401Kと呼ばれる確定拠出型年金が幅広く普

現在、

アメリカで問題となっているのは、IRA

(個人退職口座)のロールオーバーに際して行う

だというので、当時のオバマ政権の指示によってアメリカ労働省はERISA法(従業員退職所得保障法) 証券会社等のファイナンシャル・アドバイザー(FA)のアドバイスを受ける場合が多い。ところが、そのFA のサービスを提供してきたが、IRA口座に移管する際、ポートフォリオの組み直しや金融商品の選定について、 及しているが、雇用の流動性が高いため転職した際、あるいは退職後に401K口座がIRA口座に移管(ロールオ Fiduciaryの定義に関する規則を改正したのである。 のアドバイスがロールオーバー時の一回限りで定期的ではなかったためFiduciaryに該当しなかった。それは問題 バー)される場合が極めて多い。401K口座では雇用主がFiduciaryとなって従業員に商品選定のアドバ イス等 0)

ないが、今後、その方向性にはあるだろう。 与えてきた一つの要因であることが理解できる。こうしたアメリカの実情は日本にそのままあてはまるわけでは 不透明になっているが、過去のアメリカのリテール営業の変遷を見れば、Fiduciary dutyの拡大も大きな影響を もっとも、それが施行される直前になって、その適用に反対する共和党のトランプ政権が発足し、その実施が

4 パブリック・コメント

おこう。 ている(http://www.fsa.go.jp/news/28/20170330-1/01.pdf)。このなかで、貴重と思われる意見、主張を紹介して 冒頭で述べたように、この「原則」に関連して多くのコメントとこれに金融庁の回答を付した文書が公開され

なる努力目標に終わってしまう可能性もある。そこで、「方針」を実現するために具体的にやるべきことやそれ この「原則」は、法定上の義務ではないために「顧客本位の業務運営に関する方針」を策定・公表しても、単

か、これを可視化するため、 に対するKPI(Key Performance Indicators、 ップ)していく仕組みが必要である、とするコメントが寄せられている。また、 顧客満足度調査や取引継続率等のKPIを定めて、 重要業績評価指標)を明示して、 プロセスの検証も合わせて重視 継続的にウォッチ(フォロ 顧客の最善の利益を実現できた ローア

することが必要という主張もあった。

求めることにしたようである るか、は金融庁が決めるのではなく各金融事業者が自主的に決めるべきことである。 これらを受けて、 金融庁は顧客本位の業務運営の定着に向けて、 (『日本経済新聞』三月二九日)。もっとも、 取組状況を客観的に評価できる指標の導入を どのような数値をKPIとして設定す

託手数料等の支払いを受ける場合」として、投信委託会社からの代行手数料がそれに該当するのは理解しやすい 為等が該当するのかどうか、決めかねる、つまり金融庁に決めてほしい、といったニュアンスのコメントがあっ としても、投信の販売額に応じた売買注文を受託して委託手数料を取得する行為、信託報酬の一部を還元する行 には業者の戸惑いもみられる。たとえば、原則③「利益相反の適切な管理」では、「当該商品の提供会社から委 ところでプリンシプル・ベース・アプローチはこれまでになじみのないものであり、「パブリック・コメント」

相当するものがないかどうかは、 て開示すべきだという意見があった。さらに、デリバティブ商品については勧誘時に時価を開示すべきだ、とい う意見もあった。販売手数料の開示がなされても、 原則⑤では、パッケージ商品に関する言及が多く、債券とデリバティブがパッケージとなった仕組み債等の仕 原則④の「手数料の明確化」では、外債、外国株取引における仕切売買での売買スプレッドも実質手数料とし 時価を開示することで明らかになるからだという。 商品に内包していて明示されてい ない 「隠された手数料」に

組み商品、ファンド・オブ・ファンド、ファミリーファンドのような投信、ラップ口座のような商品とサービス

がパッケージとなった商品の手数料や費用に関する言及も多い。

らは、顧客本位の業務運営に向けて自主的な試み自体が業者のなかからわき起こる兆しが見えてきたが、今後、 これらのコメントに対し金融庁の回答は自主的な取り組みに期待するということである。一八五のコメントか

こうした動きがより積極的になることが期待される。

注

<u>1</u> たとえば、岡田巧太「米国SMA・ファンドラップの多様化を促した規制と金融機関経営の変遷」『月刊資本市場』二

〇一六年五月、を参照。

(にかみ きよし・大阪研究所長)

~クラウドファンディングとの関連で~将来株式取得略式契約スキーム(SAFE)の課題

松尾 順介

はじめに

前回の本誌で、将来株式取得略式契約スキームについて説明し、これがクラウドファンディングにおいて投資

勧誘されることの適否について検討した。

点については他の論者によっても指摘され、議論されている。 その際、このスキームが必ずしも一般投資家の投資にとって適切なものとはいえないことを指摘したが、この

Not-So-Safe SAFE." (2016) を紹介し、このスキームをクラウドファンディングで一般投資家を対象に募集するこ ファンディングから除外すべきと主張する、Joseph M. Green and John F. Coyleの論文、"Crowdfunding and the そこで、本稿では、SAFEスキームの特徴について数値例を踏まえて再検討した上で、SAFEをクラウド

1 SAFEの数値例

との是非について重ねて検討する。

SAFEの特徴は、新株予約権に類似した権利であるが、契約段階で新株の購入金額を払い込む点が大きく異

当該企業価値が上昇しても、 Eにとって最も重要な契約上の要点は、このバリュエーション・キャップであり、これが設定されていることは、 なっている。さらに、この契約では、バリュエーション・キャップが設定されており、当該会社が新株を発行す SAFE契約者は、バリュエーション・キャップ相当額の新株を取得できる点がポイントである。 一定額を上限とした企業価値を基準に新株を取得できることを意味している。 S A F

YCombinatorのHPでは、以下の数値例が挙げられ、 SAFE購入者の利得が解説されている。

(1)エクイティ・ファイナンスの例

化分の株式は、このファイナンスに関連した一○○万株のオプション分の株式数を含め、一一○○万株である。 ここでプレマネーバリュエーションは、 合である。当該会社は、プレマネーバリュエーション ○○万ドル時点で投資家と交渉し、一○○万ドル相当のA種優先株を発行する。新株発行直前の同社の最大希薄 この場合、 まず、設例一は、投資家がSAFEを一○万ドルで購入し、バリュエーション・キャップが五○○万ドル 同社はA種優先株を新規の投資家に一株○・九○九ドルで、一一○万一一○株発行する。 新株発行直前の企業価値を指している。 (新株発行などのイベント直前の企業価値評価 額 同社は、 が の場

ドルであるため、これを一一〇〇万株で除した株価、〇・四五四五ドルで優先株を取得できることになる。 九〇九ドルは、プレマネーバリュエーション一〇〇〇万ドルに対して、最大希薄化分の株式数一一〇〇万である SAFE投資家に対して、A1種優先株を一株〇・四五四五ドルで、二二万二二株発行する。ここでの株価〇・ 前者をこの株数で除したものである。他方、SAFE投資家は、バリュエーション・キャップが(1) 五〇〇万

株価でSAFE保有者があらかじめ支払い済みの一〇万ドルで、A1種優先株を取得すると、その株数は二二万

||一株となる(一〇〇万ドル・〇 四五四五ドル)。 なお、ここでA種優先株は、 0 標 相

準優先株と同じであり、 A 1優先株は、 SAFE優先株を意味してい . る。 両者

違は以下のようにまとめられる。

プ が 設 :四〇〇万ドルの場合である。 例二は、 投資家が一〇万ドルでSAFEを購入し、 同社は、 プレマネー バ IJ バ Ĺ IJ エ ユ 1 工 ショ 1 シ 3 ンが三〇 ン 丰 0万 ヤ ツ

F 達直前の . ル 時点で、 最大希薄化分の株式数は、 投資家と交渉し、 六〇万ドル相当の 五〇万株のオプション分を含め、 AA種優先株を発行する。 一五五 資 0 金調 万株

とする。

万株)。 (三〇〇万ドルー 同社 は、 同社は、 新 ≒規の投資家にAA種優先株二五○万株を一 さらにAA種優先株四一万六六六六株を同額 一二五〇万株=〇・二四ドル、 六〇万ドル・〇 株〇 (〇・二四ドル ・二四ドル 一匹ド ルで発行 三二五 ける 株

マネーバ でSAFE保有者に発行する。この場合、バリュエー IJ Ĺ エ ーーシ ョンが下回っているので、 SAFE保有者は新規投資家の ション・ キャ ップよりも 取得

価格で優先株を取得することになるため、

両者の間に差はない

例三は、 ファインシング直前の 時点でA 八〇〇万ド 投資家がSAFEを一〇万ドル購入し、 種 ル |優先株を二〇〇万ドル分投資家に交渉 の場合である。 同社の最大希薄化株式数は、 同社は、 プレマネー バ バ が上、 ファイナンスに関連するオ IJ IJ Ĺ ユ 工 エ 発行する。 1] ・ショ シ 日 ン 八〇 丰 エ Ō ク ヤ 万ド ップ

は、

設

0)

1 ル

図表 1

	標準優先株	SAFE優先株
1株当たりのリキデーション・プリファレンス	0.90ドル	0.4545ドル
総払込額	1,000,000ドル	100,000ドル
A 種優先株発行時の転換価格および発 行価格	0.90ドル (IPOの際に普通株 1,100,110株に転換)	0.4545ドル (IPOの際に普通株 220,022株に転換)
1株当たり配当率(8%と仮定)	0.072ドル	0.036ドル

(出所) Y Combinator, "SAFE PRIMER," http://www.ycombinator.com/documents/

プション分一五〇万株を含めて、一一五〇万株であるとする。

保有者に同額でA種優先株を一四万三七六〇株発行する(一〇万ドル:〇・六九五六ドル=一四万三七六〇株)。 一一五〇万株=〇・六九五六ドル、二〇〇万ドル・〇・六九五六ドル=二八七万五二一五株)。同社は、 バリュエーション・キャップはプレマネーバリュエーションに等しいので、設例二同様、SAFE保 新規の投資家に一株○・六九五六ドルでA種優先株を二八七万五二一五株発行する(八○○万ドル: S A F E

(2) 買収の例

有者と新規投資家に差はない。

合である。同社は、買収提案を受け、その買収価格は、五〇〇〇万ドルであったとする。この時点の同社の最大 設例四は、 投資家がSAFEを一○万ドル購入し、そのバリュエーション・キャップは、一○○○万ドル

希薄化株式数は、オプション分の一五○万株を含めて、一一五○万株であるとする。

で、分配することになるので、四九万五〇七四ドルを取得できる(五〇〇〇万ドル×一一万五〇〇八株/一一五 なる(一○万ドル÷○・八六九五ドル)。SAFE投資家は、その他の株主と買収価格五○○○万ドルをプロ という選択肢である。もう一つは、SAFEを普通株に転換するという選択肢である。後者の場合、リキディテ ィ価格は、一株〇・八六九五ドルとなり(一〇〇〇万ドル・一一五〇万株)、一一万五〇〇八株を取得することに この場合、 投資家には、以下の二つの選択肢がある。一つは、SAFEの一万ドルをそのまま返金してもらう

○万株)。したがって、後者の方が、SAFE投資家にとって有利な選択肢となる。

設例五は、投資家がSAFEを一○万ドル購入し、そのバリュエーション・キャップが六○○万ドルの場合で

(12)

ある。 は、○・○一八二ドル×一七万九九二〇株=三二七四ドルを取得することとなる。したがって、 値は、二〇万ドル/(一〇七九万五〇〇〇株+一七万九九二〇株) 他の株主とで、プロラタで分配すると、SAFE投資家の取得金額は、三二七四ドルとなる。つまり、 株である(一○万ドル:○・五五五八ドル)。買収価格は、二○万ドルであるため、これをSAFE投資家とその 株○・五五五八ドルとなり(六○○万ドル・一○七九万五○○○株)、投資家の取得する株数は、 択肢がある。一つは、一〇万ドルを返してもらうという選択肢であるもう一つは、SAFEを普通株に転換する 負債はなく、 な選択肢となる。 という選択肢である。 ョン分の七九万五○○○株を含めて、一○七九万五○○○株であるとする。さらに、オプションは行使されるが、 同社は買収提案を受け、その買収価格が二〇万ドルとする。この時点の同社の最大希薄化株数は、オプシ 契約されたSAFEも一つだけとする。この場合も設例四と同様に、 後者の場合、バリュエーション・キャップを基にして計算されたリキディティ価格は、 =○・○一八二ドルとなり、 投資家には、以下の二つの選 前者の方が有利 SAFE投資家 一七万九九二〇 一株の価

る る方が有利であり、 設例四および五から明らかなように、 逆に下回った場合は、 買収価格がバリュエーション・キャップを上回った場合、 返金を選択することによって、SAFE購入価格の損失が回避でき 権利行使をす

(3)権利不行使の例

合である。同社は、利益の点で成長しており、キャッシュフローもプラスとなっており、資金調達の必要性がな 投資家がSAFEを一〇万ドルで購入し、そのバリュエーション・キャップが七〇〇〇万ドル

い状態を持続しているとする。さらに、買収提案もなく、IPOの予定もなく、SAFEの設定しているイベン

トがないとする この場合、 投資家は何の権利行使もできず、SAFEは、 いわば塩漬けとなる。

(4)ディスカウント率を設定する例

SAFEでは、バリュエーション・キャップのみならず、ディスカウント率を設定する例もある。そこで、デ

ィスカウント率を設定している例についても説明されている。 投資家がSAFEを一○万ドルで購入し、そのバリュエーション・キャップが七○○万ドル、

スカウント率が八五%(一五%の割引)の場合である。

ションは、 同社は、 新規の投資家にA種優先株一〇〇万ドル分を発行するとする。なお、その際のプレマネーバリュエー 一〇〇〇万ドルであり、同社の最大希薄化株数は、オプション分一〇〇万株を含めて、一一〇〇万株

一〇〇〇万ドル:一一〇〇万株=〇・九〇九ドルであるため、株数は、一〇〇万ドル:〇・九〇九ドル=一一〇 この場合、 同社は新規の投資家にA種優先株一一〇万一一〇株を発行することになる。つまり、一株の価値は、

万一一〇株となる。

とする。

するという選択肢であり、もう一つはディスカウント率をもとに権利行使するという選択肢である。 この場合、SAFE投資家には、二つの選択肢がある。一つはバリュエーション・キャップをもとに権利行使

前者の場合、SAFE投資家は、〇・七二七二ドル(八〇〇万ドル:一一〇〇万株)で、株式を取得できるが、

ディ

後者の場合、一株〇・七七二六五ドル(〇・九〇九×〇・八五)となる。したがって、SAFE投資家は、 を選択する方が有利である。 前者

設例八は、 投資家がSAFEを二万ドルで購入し、そのディスカウントレートが八〇%(二〇%割引) の場合

である。

〇〇万ドルであり、

最大希薄化株数は、一〇五〇万株とする。

同社は、 新規の投資家にAA種優先株四〇万ドル分を発行する。 その際のプレマネーバリュエーションは、二

家は、 〇・一五二ドル)。したがって、ディスカウント分がSAFE取得者の利益となる。 この場合、 一株〇・一五二ドル(〇・一九ドル×〇・八〇)で、一三万一五七八株の株式を取得できる(二万ドル: 一株の価値は、○・一九ドル(二○○万ドル・一○五○万株)となる。したがって、SAFE投資

2 SAFEを選択するクラウドファンディングの類型

う。 のうち、三○の発行体は、転換社債やSAFEなどの転換証券を選択し、その九○%はSAFEであったとい Green & Coyle [2016]によると、二〇一六年八月にクラウドファンディングによって資金調達した九六の発行体

誘引できるものと、②ビジネスモデルを有するものの非技術系スタートアップで、ベンチャー・キャピタル投資 ジネスモデルと成長軌道を確立している技術系スタートアップ企業で、潜在的にベンチャー・キャピタル投資を さらに、この論文では、これらSAFEを利用した発行体は、二つの類型に分かれるとしている。つまり、①ビ

を誘引しにくいもの、である。

ワー 資金調達手段としてクラウドファンディングを選択するスタートアップ企業は、 調達手段を有するスタートアップ企業は、クラウドファンディングの資金調達を嫌がる傾向にあり、その結果、 まず、技術系スタートアップであり、かつビジネスモデルを有しているクラウドファンディングの資金調達者の 影響力が強い地域である。これらの企業にとって、クラウドファンディングでのSAFEの利用は、 ドファンディングを選択している場合がある。さらに、SAFEを利用するスタートアップの中には、 ラウドファンディングを利用すると、 に比べると、 中には、ベンチャー 成功するか、 を引き起こす可能性は低いという。その理由は、SAFEというスキームがこのタイプの企業への投資を目的と ハブに拠点を置いていないものもあり、それらの企業は、既存のエンジェルやベンチャー・キャピタルのネット して設計されているからである。 ブであるサンフランシスコ・ベイエリア、ボストン、南カリフォルニアで創業しており、そこはY Combinatorの 前者については、 クから外れているために、 失敗するかしかない。逆に、 将来的にはベンチャー・キャピタルからの資金調達の可能性が低いものが含まれている。 クラウドファンディングでSAFEを利用する多くの技術系スタートアップは、 ・キャピタリストにとって魅力的に見えるかもしれないが、 クラウドファンディングを利用している可能性もあるとしてい つまり、 資金調達者に対する追加的費用や開示義務が課せられるため、 問題となる場合として、同論文は、 技術系スタートアップは、ベンチャー・ 次のようなケースを指摘している。 他の選択肢がないためにクラウ 典型的な技術系スタートアップ キャピタルからの資金調達に 通常の資金 深刻な問題 技術系のハ また、 技術系の

ベンチャーに支援されたスタートアップの従来型の経路をたどるという予想の上に成り立っているからである。

発行体がベンチャー・キャピタルから将来的に資金調達するか、そうでない場合は

ハイテク・

SAFEがこれらの投資にとって不適切な手法であることを示していると指摘してい

上記のようなケースは、

SAFEは、

はなく、SAFE取得者はその投資収益を受け取る方法がない。SAFEは、 かの可能性が高い。したがって、これらの企業は、たとえ成功しても追加的な株式発行や買収、 道に乗っている技術系スタートアップとは大きく異なっているとされる。その結果、これらの企業は、 して設計されているのではないという。 して適正な給与と利益配当するか、あるいは負債に依存し、その利益を再投資するような企業になるか、いずれ 後者の類型に含まれるのは、非技術系のスタートアップである。これらは、ビジネスモデルを確立し、成長軌 キャピタルの投資対象の候補にはなりにくく、創業者のライフスタイルビジネスとして進化し、 このような企業に投資する手段と IPOの可能性 創業者に対 ベンチャ

ろう。 ここで再度確認すべきは、SAFE取得者が投資収益を得るのは、以下の三つのパターンであるという点であ

の投資家同様に、リキディティ・イベントで利益を享受できる。 は買収される、または上場する。これによって、元のSAFE取得者は、ベンチャー・キャピタルのような他 AFEはディスカウントまたはバリュエーション・キャップに基づいて株式に転換される。転換後、

転換後のリキディティ・イベント:当該企業がSAFEによる資金調達後、株式を有償で発行し、

(1)

2 のプロラタで買収金額の配分を受け取るか、(b)投資元本を返金してもらう(ただし、事前交渉によって FEはまだ株式に転換されていない状態である)、SAFE取得者は、 転換前のリキディティ・イベント:当該企業が株式の有償発行を行なう前に買収された場合(この場合SA (a) SAFEを株式に転換し、 株主間

(3) 解散イベント:当該企業が廃業し、株式の有償発行前に清算することになった場合、SAFE取得者は、

そ

五倍~二倍の利益を上乗せする)か、いずれかである。

の投資金額に応じて、残余財産を分配される。

当問題」と称してい それを保有したまま、金利も配当もなく、なんらの投資収益も得られない。このような状態を、同論文では「配 的な経路をたどり、 その収益を企業成長のために再投資する。この場合、当該企業はオーナー 資本を必要とする前に、キャッシュフローを生み出し、そのキャッシュフローを使って、銀行融資を受け取 よって資金調達することも考えられる。そのような企業は、調達した資金を製品やサービスに投資し、 もないようなシナリオは、ベンチャー・キャピタルに支援された技術系スタートアップ企業では、ほとんど利益 を行なうに足る、 をもたらさないため、想定外とされる。しかし、クラウドファンディングでの資金調達は、技術系スタートアッ プ企業だけに限定されるわけではない。 上 !の三パターンから明らかなように、 十分な利益を得るとともに、 追加的な有償増資や買収の必要もないままの状態が永続する。この場合、SAFE取得者は、 逆に、 企業が追加的に有償増資を行わず、 非技術系スタートアップ企業や小規模企業にとって、 非技術系企業がクラウドファンディングを利用して、 (創業者) に対して、 買収されることも、 適切な利益分配 公開すること SAFEに 極めて一般 追加的な

本をベンチャー・キャピタル以外から調達する、クラウドファンディングの発行体は、優先株ではなく、 その典型は優先株で組成されると想定されるからである。しかし、 が正規の優先株の発行によって、プレマネーバリュエーションに基づいて資金調達を行なった場合に限られ、発 書き通りになることがあるという。 行会社が普通株を発行する場合は、 他方、 同論文は、 SAFEのスキーム上の問題点を指摘している。つまり、 転換されないことを指摘している。 その理由は、 次の資金調達が従来型のベンチャー・ 技術系であれ、非技術系であれ、 しかし、SAFEでは、 資金調達の際の転換は、 キャピタル投資であり、 しばしばこの筋 次の株主資 発行会社 普通株

の発行を選択する可能性がある。この場合、クラウドファンディングでSAFEを取得した者は、そのままの状 転換トリガーを引くことやSAFE取得者に配当を支払うことなしに、投資家と創業者に配当によって利益を分 企業が買収されるまで取り残される。理論上、企業は上限なく普通株で株主資本を調達でき、 SAFEの

別な権利についての交渉権を有する創業者やソフィスティケートされた投資家に比べて、劣後的な立場に置かれ とえ株式転換しても、 非適格投資家の保有するSAFEを、発行会社選定の独立査定者による公正な市場価値で買戻すことができると の投資家) されないような条項が盛り込まれている場合もある。すなわち、発行体は、転換イベント以前の任意の時点で、 いう条項である。このことは、大きなリスクを負担している当該投資家(シード段階のクラウドファンディング また、クラウドファンディングでの資金調達企業が成功しても、 が、成功した企業からSAFEによるリターンを得られないことを意味している。それ以外にも、 SAFEは無議決権の優先株に転換されるため、クラウドファンディングの投資家は、 SAFE取得者がアップサイドの収益を分配 特

とも一〇〇万ドルを調達したとしている。 このクラウドSAFEは、Y Combinatorのスキームを基本としているものの、さまざまな変更が行われ、少なく Eと呼んでおり、さまざまなプラットフォーム上で、その投資勧誘が行なわれていることを指摘している。 この論文では、 クラウドファンディング・プラットフォームを通じて発行されるSAFEを、 ることになる場合もある。

同等の経済的利益 他方、 企業がリキディティ・イベント (同じ転換価格)を付与するという特徴をSAFEに新たに付与する事例もあるという。 (概ね企業売却) まで転換を延期できるが、 投資家にはいつ転換しても

だけでなく、 を回避することが可能である。 クラウドSAFEの場合、発行体はSAFEの転換トリガーを引かずに、 I P O や企業売却はいうもでもなく、 配当による利益配分シナリオについても、 何らかの株主資本の調達が可能である 株主に対する説明

3 クラウドSAFEに対する解決策

ムで投資家を勧誘することの是非を論じている。 同論文は、 上記のようなSAFEの特徴を踏まえて、 このスキームをクラウドファンディング・プラットフォ

券種類については、 グに対して資本形成上、強く投資家保護を要請する一方、 同論文では、SECの使命を資本形成の促進と投資家保護とした上で、 レッセフェール・アプローチを採用したとしている。また、個人の年間投資上限規制や不正 クラウドファンディングの資金調達者の利 規制上のクラウドファンデ 用可能な証 ィン

際、SECとしては、ファンディング・プラットフォームが、自らのサイトで発行者が小口投資家に対して不適 限り安全に運用されるよう企図しているという。 スキームによる資金調達の事前審査といった、クラウドファンディングの様々な面に関して、SECはファンデ イング・ ータルに大きく依存することを選択し、非適格投資家に対しては、 したがって、SECが許可する証券のリストの クラウドファンディングが可能な 制限を撤廃した

はそうなっていないと批判するとともに、その解決にはいくつかの可能な手立てがあるとしている。 切な証券の投資勧誘を行なうのを避けると期待していた可能性があると指摘している。 しかし、 同論文は、

うにするという案、すなわちSAFE発行会社は、将来的に機関投資家から資金調達を行なう企業に制限すると ファンディング・ポータル自身が制限を設け、「適格な」企業に対してのみSAFEが利用できるよ

ラウドファンディング運営業者から多くの疑義が出される可能性もあるが、すでに市場では発行体が利用できる いう案が示されている。クラウドファンディングによる資金調達企業が募集する証券種類を制限することは、ク

募集証券の選定が行なわれているため、このような追加制限は過剰規制にはならないとしている。 第二に、クラウドファンディング運営業者がSAFEの形式を個別案件ごとに修正するという案である。これ

タル は、 から資金調達しないことによって生じる問題、つまり転換イベントが発生しないという事態には対応できな 積極的な展開といえるが、多数のクラウドファンディングの資金調達者が機関投資家のベンチャー・キャピ

第三に、クラウドファンディング運営業者がその資金調達メニューからSAFEを除外するという提案である。

い。したがって、同論文は、これでは有効な対策にならないと考えているようである。

同論文では、このアプローチを簡潔かつ最良な解決策としている。

業は、代替策として転換社債を発行することができる。転換社債は種々の面でSAFEと類似しているが、 SAFEがクラウドファンディングから除外された場合、SAFE発行を希望するクラウドファンディング企 金利

キャピタルからの資金調達が可能な企業のための資金調達手段とされているからである。したがって、 文は、これらの追加的な投資家保護にもかかわらず、転換社債はクラウドファンディングという文脈では、 おいて、代替的、 の企業にとって理想的な資金調達手段ではないという。その理由は、転換社債もまた機関投資家のベンチャー・ や満期が課される。さらに、 あるいは好ましいと判断されているのは、 小口投資家には債務に関連したその他の条項も提供することになる。ただし、 当該企業が債券、 普通株または優先株を発行するこ 同論文に 同論

供できるだけでなく、当該企業の取締役会の有するフィデューシャリー・デューティーの対象となるからである。

普通株と優先株は、投資家に対して当該企業の株主であることのベネフィットを十分提

とである。その理由は、

その結果、これらの代替策が、SAFEよりも適切な資金調達手法であるという。

ンディングの資金調達者がこれを利用するべきでないとしている。 優先株とされるものを含ませることもできる。また、SAFEに転換社債同様の条項を含ませることもできる。 FEに含まれている条項に異論を唱えている。この条項が前述の懸念に沿って見直されない限り、クラウドファ 文は、SAFEだからといって異論を唱えているのではなく、小口のクラウドファンディングで募集されるSA キームに組み込まれる条項であって、名称ではないとしている。つまり、普通株といっても、その条項に通常は したがって、SAFEをポータルから除外せよという提案も十分な対策でないと批判される可能性もある。 ただし、 同論文は、 SAFE、転換社債、普通株、 優先株などの資金調達手段にとって、重要なことはそのス

グ企業の大半は、機関投資家のベンチャー・キャピタルから資金調達する見込みはない。したがって、クラウド 開発された金融手法である。この期待は、SAFEに設定された条項に反映されている。クラウドファンディン SAFEは、機関投資家のベンチャー・キャピタルから資金調達しようとする初期段階の企業が利用するべく

ファンディングで利用されるのは適切でないと結論付けている。

まと メ

いてSAFEを利用することに対して批判する、Green & Coyle[2016]の所説を紹介した。 本稿では、 SAFEのスキームの特徴を理解するため、 数値例を紹介した上で、クラウドファンディングにお

個人投資家向けにクラウドファンディングで募集することは、投資家保護の観点から不適切であり、 SAFEは機関投資家のベンチャー・キャピタル向けの投資スキームであり、これを小口の

ァンディングでの募集証券は、債券、普通株および優先株に制限すべきであるというものである。

と、SAFEのスキームがシリコンバレー型のベンチャー・ファイナンス向けに設計されているという特徴を考 クラウドファンディングの投資家が小口の個人であり、 ソフィスティケートされた投資家ではないという特徴

れることは、当面考えられない。日本の投資型クラウドファンディングは、匿名組合型と株式型に分かれており、 一方、日本では、SAFEのような投資スキーム自体が見当たらず、これがクラウドファンディングで募集さ

慮すると、同論文の著者の主張は妥当なものと思われる。

実質的にはほとんど匿名組合型となっているのが現状である。

理解しにくいスキームの金融商品がクラウドファンディングで募集される可能性はあると思われる。 ディング規制を見る限り、SAFEのようなスキームの募集を禁止する規制は存在せず、 したがって、本稿での議論は、今のところアメリカに限定されるものと考えられるが、日本のクラウドファン 一般の投資家にとって

(謝辞) 同)、 本稿を作成するにあたって、 大村健氏 (同)、小澤義昭氏 梅本剛正氏 (桃山学院大学経営学部) (甲南大学法科大学院)、小川周哉氏 から貴重なご教示を賜りました。厚く御礼申し上げます。 (TMI総合法律事務所)、 山口芳泰氏

注

- 1 この計算では 普通株に一対一で転換できるためと考えられる。 創業者所有の普通株と、 新規発行の優先株とが単純に合算されているが、これは、 将来的に優先株が
- 2 一般にSAFEには流動性はないようであるため、この場合SAFE取得者は投資金額が塩漬けになる可能性が高い

と考えられる。

3 ライフスタイルビジネスについては、必ずしも明確な定義は見当たらないが、創業者が自身のライフスタイルに基礎 をおいて事業運営し、そのライフスタイルを変更するような規模拡大や事業展開を志向しないビジネスモデルを指し

ていると思われる。したがって、ライフスタイルビジネスは、その事業が成功しても、大きく事業拡大や展開せず、

創業者やそれを支える利害関係者に、適度な利益分配を行うものと思われる。

参考文献

一二月一五日

· Green, Joseph M., and John F. Coyle. 2016. "Crowdfunding and the Not-So-Safe SAFE." Virginia Law Review Vol. 102: 168-182

竹内信紀・小川周哉 [二〇一五]「初期ラウンドにおける資金調達の実務と課題」『商事法務』No.二〇八七、二〇一五年

(まつお じゅんすけ・客員研究員)

外為市場の各国比較

伊豆

入

はじめに

では、主な市場ごとの違いを見てみよう。 本誌前号(一七〇〇号)では、外為市場における取引種類・市場参加者の構成の長期的変化を概観した。本号

参加者には明確な違いがある。小稿では、BISと各国中央銀行が三年ごとに行っている調査をもとに、それを 株式市場などとの比較でいえばその通りであるが、それでも市場ごとに、取引高の大きさだけでなく取引種類や して行われており、 外為取引、例えばドル円取引は、世界共通の商品として、東京、ロンドン、ニューヨークなどで二四時間連続 取引される市場(=場所) の違いには大きな意味がないように思われがちである。 確かに、

1 市場シェアの推移

確認してみたい。

やシンガポールとほぼ同じくらいの位置にあり五~一〇%程度のシェアで推移している。以上が、世界の外為市 から四割程度)、(直近の二〇一六年こそ減少しているものの)過去一〇年ほどさらに上昇傾向にあることがわか はじめに、図表1で各国の市場規模を確認しておこう。英国(ロンドン)が圧倒的な首位にあり(全体の三割 続くのは米国(ニューヨーク)で(一五~二〇%程度)、米国もわずかながら上昇傾向にある。日本は香港

易では は、 為取 場での取引を一○○%としてその内訳を見たもので る。 場 ある(二〇一六年)。 あ る程 市場の性格の違い 0) 0 市 2 〇印をつけている箇 年 が 市 場ごとの取引種 引 Ŧī. <u>F</u>. 場シ 度 ない 莅 は ほどの間に大きく低下してい 力 市場ごとの取引種 玉 0 上 五. エ 推 が 重 を 位 力 一要なの 測 除 五 国 上位 取引 は Š であるが、 力 可 玉 その他」 九 類 能であろう。 種 である。 は、 所を見ると、 力 0 類と市場参加者を見ることで の集中 玉 構 シ E 類 成を見てみよう。 エ 図 つい 0 それを確認するの 7 0) ーが続い 表1に示したように、 構 玉 0 7 成 違 0) 英国 る。 シ 13 7 それぞれ ょ エ ſλ ŋ ア るので は、 それぞ 米国と 図 ú この

容

n

ぁ

外

比率が大きく、

フランスやスイスなどでは「為替ス

う取引高の多い

市場で

「スポ

ッ

ŀ

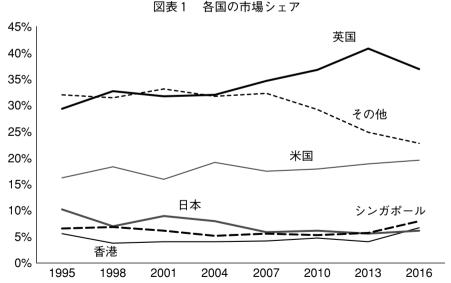
直物取

引

0

V

0) 表



(注)報告ディーラー間取引の二重計算については国内取引分のみ調整。したがって、国境をまたい だ報告ディーラー間取引は二重に計上されている (=ネット・グロス)。以下の図表について 同じ。

(出所) BIS, Triennial Central Bank Survey-Global foreign exchange market turnover in 2016, Table 19-24より作成。

ワップ」の比率が高いことがわかる。

他国と比べると、この二ヵ国の場合「スポット」の比率がまだ大きいのである。 ら「為替スワップ」への取引シェアの移動が生じており、その傾向は英・米二ヵ国でも同様であるが、それでも 前号の拙稿で確認したように、世界の外為市場では一九八〇年代から二〇〇〇年代にかけて、「スポット」か

方向の変化が生じていることがわかる。すなわち、英・米では、「スポット」でのシェアが上昇する一方(米国 のである。これを見ると、いずれの国においても、二〇〇七年を境にして「スポット」と「為替スワップ」で逆 えば「スポット」の世界全体の取引を一○○%として、そこに占める英米独仏四ヵ国のシェアの推移を示したも 図表2はそれぞれの国の取引高を一○○%としてその内訳を見たものであるが、 図表3は、取引種類別に、

図表 2 取引種類の構成

	スポット	7	フォワード	<u>√</u> ,	為替スワップ	リップ	通貨スワップ	ップ	通貨オプション		ルの街	<u> </u>	
英国	784,254	32.6%	265,898	11.1%	1,161,152	48.3%	52,699	2.2%	142,248	5.9%	50	2,406,301	100%
* III	580,990	45.7%	219,141	17.2%	391,241	1 30.8%	6,526	0.5%	74,224	5.8%	:	1,272,122	100%
シンガポート	121,642	23.5%	104,675	20.2%	248,002	48.0%	6,101	1.2%	36,777	7.1%		517,197	100%
香港	91,580	21.0%	44,187	10.1%	275,894	63.2%	12,123	2.8%	12,772	2.9%	0	436,557	100%
日井	109,917	27.5%	62,669	15.7%		51.6%	5,808	1.5%	14,892	3.7%	:	399,028	100%
フランス	22,766	12.6%	15,211	8.4%	_	75.6%	1,636	0.9%	4,475	2.5%	:	180,600	100%
スイス	25,335	16.2%	8,441	5.4%	$\overline{}$	74.4%	13	0.0%	6,239	4.0%	:	156,431	100%
オーストラリア	26,769	22.1%	9,621	7.9%	80,684	66.5%	3,213	2.6%	983	0.8%	:	121,271	100%
ドイツ	22,944	19.7%	5,631	4.8%	85,247	73.2%	1,438	1.2%	1,121	1.0%	:	116,381	100%
その街	267,824	29.5%	94,316	10.4%	508,534	56.0%	16,143	1.8%	21,658	2.4%	34	908,508	100%
合計	2,054,019	31.5%	829,790	0 12.7%	3,209,413	49.3%	105,699	1.6%	315,389	4.8%	85	6,514,396	100%
	2,054,019	31.5%	829,790	-1∟	2.1%	3,209,413	3,209,413	3,209,413 49.3%	3,209,413 49.3% 105,699	3,209,413 49.3% 105,699 1.6%	3,209,413 49.3% 105,699 1.6% 315,389	3,209,413 49.3% 105,699 1.6% 315,389 4.8% 85	3,209,413 49.3% 105,699 1.6% 315,389 4.8% 85

🔅)2016年、100万ドル。

〈出所)BIS, Triennial Central Bank Survey-Global foreign exchange market turnover in 2016, Table 1より作成。

ス ワップ」についてはそうは言えず、 取引比率が他国に比べて高いだけでなく、 独・仏といった外為市場における中位の国では、「為替スワップ」 世界全体の 「ス ポ ツ <u></u> ⊦ 取引をさらに吸引しているものの、 取引 為替 の

地は、

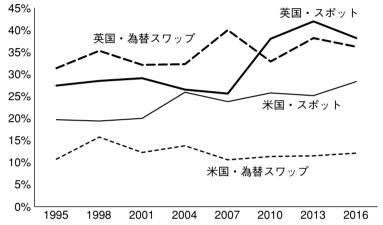
「スポット

う外為取引の

中

は、「スポット」 照的に、 あ 0 で推移してい のシェアは横ばい のシェアが低 どまってい わずかな上昇にと アは横ばい ワップ」 為替スワップ」で (特に英国) めるが)、 Ĺ つまり、 昇は でのシ 独 わ 「為替 英 な ず る。 لح る。 仏 か 11 米 で で 対

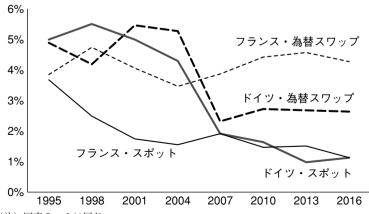
図表3-1 英米の取引種類別シェア



(注) 取引種類別の世界全体の取引高に占める各国のシェアの推移。

(出所) BIS, Triennial Central Bank Survey-Global foreign exchange market turnover in 2016, Table 20, 22より作成。

図表3-2 独仏の取引種類別シェア



(注) 図表3-1に同じ。 (出所) 図表3-1に同じ。

比率が高く、また世界全体の取引においても一定のシェアを維持しているのである。

動性が高い。それは、さらなる流動性を求めて、ヘッジファンド等の多く所在する世界的な金融センターである 幅稼ぎ・マーケットメーク・ポジションの調整などのために用いられ、 ロンドン(やニューヨーク)にますます集中しているということであろう。 スポット」取引は、 主として、ディーラー・ヘッジファンド・HFT 外為取引のなかでも最も定型的で最も流 (高頻度取引)業者などによって、 値

利用されている。「スポット」と比べるといわば「実需」に近い面があるため、 担保にした外貨の短期借入れという機能があるため、外貨投資を行う機関投資家を含む幅広い金融機関によって ではいるものの) 「スポット」に比べれば多様性があり、 で一定の取引が維持されているのであろう。また、 為替スワップ」についても同様の要因が働いているものの、「為替スワップ」には自国通貨を 満期の設定などを考えても それも金融センターへの集中に対する一定の歯止めと (近年世界的にその短期化 一定の経済規模の国では自 (事実上の) こが進ん 国内

3 市場ごとの取引参加者の構成

なっているように思われる。

は、 所在する報告義務のある大手金融機関との取引を指す。「その他」は主に事業会社である。 ディーラー」とは、 ディーラーである大手金融機関に報告を求めることで市場全体の取引を測定している。 したがって、 報告義務のある国内の大手金融機関同士の取引、 「国外ディーラー」とは国外に 図表4に にある 国内

次に、図表4でそれぞれの国の取引が誰を相手に行われているか見てみよう。本稿で用いているBISの調査

「国内ディーラー」との取引の比率を見ると、英国で非常に高く(一五・八%)、それ以外のほとんどの国で

では はまだ国 は 五. デ % 程 1 円デ 度と非常に低 ラ 1 1 1 間 取 ラ 1 引 間 0 61 比 0 取引 率 前号の は低 が 拙稿で述べたように、 下 定の 傾向にあるが、 規模を維持していることがわ それ 現在の: でも 口 ンド 外為市場

で

る 率が高い。 それに対して、 そうした国 英 · 米以 [々のデ 外 0 1 国 ラー Þ 、では、 間 取引は、 玉 外 0 デ 口 1 ン ド 1 ンなどの ラ 1 غ 0) 取引 金 融 比 セ

る。 タ 1 غ 0 取引が主であり、 玉 内取引の意味は失われかけてい るの で

機関 などの機 国では 英 0) 米 関投資家との取引であり、 五割前後となっている。 比率が、 両 国 には、 他国では二~三割程度にすぎないのに対して、 他 玉 [と異なるもう これは、 そうした投資家の集積地である口 0 ヘッジファンド 0 特徴が ある。 や H 「その FT業者 他 <u>の</u> 金 融

表 5 で、

参加者の分類を少し細分化して見てみよう。

取引種類と取引相手を組み合わせるとどうなるであろうか。

図

ドンやニュ

1

日

1

ク

の大きな特徴となっている。

では、

家等の金融機関

0 機

比率が非常に高いのに対して、

Н ラ

独では

国外金

占める

玉

四外金融

関

報告義務のあるディー

1

以

外 ス

0 ポ

機

関 1

没投資

まず各国の

「スポ

ット

を見てみよう。

英・米では、

ツ

図表 4 取引参加者の構成 (2016年)

	国内ディーラー	国外ディーラー	その他金融機関	その他	合計
英国	15.8%	36.2%	44.7%	3.3%	100.0%
米国	4.3%	33.0%	57.2%	5.6%	100.0%
シンガポール	4.9%	67.3%	24.3%	3.6%	100.0%
香港	6.8%	/ 67.9% \	23.0%	2.3%	100.0%
日本	7.8%	/ 55.5% \	28.6%	8.1%	100.0%
フランス	4.1%	54.6%	35.0%	6.2%	100.0%
スイス	4.9%	49.2%	33.8%	12.0%	100.0%
オーストラリア	13.3%	67.2%	15.5%	4.0%	100.0%
ドイツ	3.8%	65.3%	24.5%	6.3%	100.0%
その他	13.0%	44.7%	28.2%	14.0%	100.0%
合計	10.3%	44.4%	39.4%	5.9%	100.0%

(出所) BIS, Triennial Central Bank Survey-Global foreign exchange market turnover in 2016, Table 11より作成。

は が 融 関投資家の注文も集めているのに対して、 機 \Box 関 ほとんど、 ンドンやニュ 0) 比率は非常に低く 国内の金融機関 1 日 1 ク Ó デ 1 国外ディ 1 個人向けFX業者、 ・ラー Ö 1 ・ラー」 顧客となってい 日本やドイ 0) 比 報告ディーラー以外の銀行、 ・ツは 一率が 海外 るのである。 高 ٥ ر ۲ Ó 金融機関を顧客にすることはできず、 つまり英・ 日本のディ 米二 力 1 玉 機関投資家など)と(取引額 ラー の デ が顧客としえている イ ラ は、 自分たち 海外 \dot{o} 機

図表5 取引種類・取引参加者の構成(2016年)

英国	スポット	為替スワップ	その他	合計
国内ディーラー	4.9%	8.1%	2.8%	15.8%
国外ディーラー	9.3%	21.4%	5.5%	36.2%
国内金融機関	6.0%	5.1%	3.6%	14.7%
国外金融機関	11.6%	11.9%	6.5%	30.0%
国内その他	0.4%	0.4%	0.2%	1.0%
国外その他	0.5%	1.4%	0.5%	2.4%
合計	32.6%	48.3%	19.2%	100.0%

米国	スポット	為替スワップ	その他	合計
国内ディーラー	2.0%	1.7%	0.7%	4.3%
国外ディーラー	15.6%	10.2%	7.1%	32.9%
国内金融機関	9.4%	4.8%	4.9%	19.1%
国外金融機関	17.1%	12.6%	8.5%	38.1%
国内その他	1.2%	1.0%	1.4%	3.6%
国外その他	0.3%	0.5%	1.0%	1.8%
合計	45.6%	30.7%	23.6%	100.0%

ドイツ	スポット	為替スワップ	その他	合計
国内ディーラー	0.3%	3.1%	0.3%	3.7%
国外ディーラー	15.1%	47.9%	2.5%	65.5%
国内金融機関	0.6%	4.2%	1.1%	5.9%
国外金融機関	2.9%	14.4%	1.3%	18.6%
国内その他	0.5%	2.7%	1.3%	4.5%
国外その他	0.3%	1.1%	0.5%	1.9%
合計	19.7%	73.4%	7.0%	100.0%

日本	スポット	為替スワップ	その他	合計
国内ディーラー	2.2%	4.7%	0.9%	7.7%
国外ディーラー	15.3%	33.5%	6.6%	55 . 5%
国内金融機関	4.6%	7.6%	9.2%	21.4%
国外金融機関	2.6%	3.7%	0.9%	7.2%
国内その他	2.8%	1.7%	3.1%	7.6%
国外その他	0.1%	0.3%	0.0%	0.4%
合計	27.5%	51.6%	20.8%	100.0%

(注)「その他」=フォワード+通貨スワップ+オプション

(出所) BIS, Triennial Central Bank Survey-Global foreign exchange market turnover in 2016, Table 11-16より作成。

おわりに

た「ブレグジット」は、外為市場におけるロンドンの地位にどのような影響をもたらすだろうか。 外為取引における英・米両国と他国との違いを概観してきたが、では、この三月から実際の手続きが開始され

昨年六月の国民投票以降、ロンドンから大陸欧州に移転する外国金融機関の動きが伝えられている。 したがっ

て、ロンドンのシェアが多少は低下することになるかもしれない。

場であるため金融機関の移転はそのまま市場の移動を意味するからである。とはいえ、それがフランクフル パリでの取引の大幅な増加につながるほどになるとも考えにくい。英国とEUの具体的な交渉の進展が注目され 証券取引所に重複上場する銘柄の主たる取引市場が移動することはほとんど起こらないが、外為市場は店頭市

注

る。

- 1 この取引は二重に報告されることになるが、図表1の注で述べているように、本稿では調整済みの数値を用いている。
- 2 この取引も二重に報告されるが、国別に取引高を比較する場合には調整すべきではないため、これはそれぞれの国で

二重に計上されている。

(いず ひさし・客員研究員)

英独取引所グループの経営統合撤回

吉川 真裕

こと、三月二二日一七時までに正式決定が公表されることが明らかになった。そして、二〇一六年三月一六日に は英独取引所グループの経営統合計画が二月二三日の発表に沿った形で正式に公表された。 BAG五四・四%、LSEG四五・六%)が模索されており、両グループの主要業務はこれまで通り運営される 交渉状況を明らかにした。株式交換によって新たに設立される持ち株会社のもとでの経営統合(持ち株比率はD ィブ取引所EUREXやフランクフルト証券取引所を傘下に持つドイツ取引所(DBAG)は対等合併に関する 二〇一六年二月二三日、イタリア取引所を傘下に持つロンドン証券取引所グループ(LSEG)と、デリバテ

はEU競争総局によるMTS売却要請を拒否したことを公表し、経営統合承認の可能性が低いことが明らかにな 全離脱の見通しが濃厚となり、 承認されたが、八月二四日から始まった欧州連合(EU)競争総局での承認審査が長引く中、イギリスのEU完 プによる経営統合を承認しないという決定を公表し、LSEGとDBAGは経営統合計画の撤回を表明した。 った。そして、イギリスがEUからの離脱交渉手続きを開始した三月二九日、EU競争総局は英独取引所グル 二〇一六年七月四日にはLSEGで、七月二六日にはDBAGで株主による持ち株会社のもとでの経営統合が 両国で経営統合計画に対する反対が強まった。二〇一七年二月二七日、 L S E G

本稿ではLSEGとDBAGの経営統合撤回をめぐる経緯を紹介し、経営統合撤回の背景について考察する。

経営統合計画

のワレンCFOがCFOに就任することなどが明らかになった。 新たに設立される持ち株会社(UK TopCo)のもとでの経営統合(持ち株比率はDBAG五四・四%、 に所在するが、本社機能はロンドンとフランクフルトの双方に置き、株式はロンドン証券取引所とフランクフル ことが明らかになった。そして、二月二六日には追加情報が公表され、新たに設立される持ち株会社はロンドン 両取引所グループの主要業務はこれまで通りに運営されること、三月二二日一七時までに正式決定が公表される 四五・六%)が模索されており、持ち株会社の取締役会には両取引所グループから同数の取締役が就任すること、 ブライドン会長が会長、DBAGのファーバー会長が副会長、DBAGのケンゲターCEOがCEO、LSEG ト証券取引所の双方で上場されること、双方から同数の取締役が就任する持ち株会社の取締役会ではLSEGの 二〇一六年二月二三日、LSEGとDBAGは対等合併に関する交渉状況を明らかにした。株式交換によって(ユ)

九日にはDBAGがナスダックにアメリカのオプション取引所ISEを一一憶ドルで売却することで合意した。 ンチネンタル取引所(ICE)がLSEGに対して買収提案を検討していることがLSEGから公表され、三月 ところが、正式条件が発表される前の三月一日、ニューヨーク証券取引等を傘下に持つアメリカのインターコ 三月一六日、英独取引所グループの経営統合合意条件が正式に公表されたが、それまでに公表されてきた内容

通りであった。持ち株会社の取締役には公表された四人のほか、双方から六人ずつが加わり、一六人であること (将来的には一四人に削減予定)、LSEGのロレCEOは退任するが、会長と副会長のアドバイザーとして最長 年間経営統合に関与すること、経営統合に伴う費用削減効果を二〇一五年の経常費用二二億ユーロの二〇%に

近い四億五〇〇〇万ユーロと見込んでいることなどが明らかになった。

2 ICEによるLSEG買収提案撤回

とも報じていた。 収資金提供で合意したとスカイ・ニュースが報じたが、ICEがNYSEユーロネクスト買収後にユーロネクス トを売却したことを厳しく批判してきたロレCEOの率いるLSEG経営陣との交渉はまだはじまっていないこ 二〇一六年四月四日にはICEがモルガン・スタンレー、ウェルズ・ファーゴ、三菱東京UFJとLSEG買

姿勢は明瞭であった。 戦略について協議したことはないことが明らかにされており、ICEの買収提案に対するロレCEOの敵対的な 四月二五日にLSEGが公表したロレCEOのインタビュー記事に対する説明文書でもロレCEOはICEと

陣から冷たい扱いを受けるのも理解できるが、株主の利益を考える経営者としてDBAGとの経営統合計画より ークオーバー・コード二〇・二にしたがってLSEGから情報を得、経営陣とも接触していたことを公表した。 [7] たがって六カ月間はLSEGに対する買収提案をおこなわないことを明らかにした。これに対して、ICEはテ 五. DBAGとの経営統合を発表したLSEGにICEは横から買収提案を持ちかけたのであるからLSEG経営 |月四日にICEは戦略的統合に関する十分な協議ができないことを理由としてテークオーバー・コードにし

3 株主による承認

る努力をしなかったという批判もおこなわれている。

も有利な買収条件を引き出す努力をしなかった、あるいは買収交渉を通じてDBAGとの経営統合条件を改善す

五月一八日、株主に対する文書は六月に公布され、七月には両取引所グループで経営統合承認手続きがおこな

結果となったが、イギリスのEU離脱予測のもとでLSEGが影響力を維持するためにはDBAGとの経営統合 の株主承認投票は株主総会の七月四日、 われる日程が公表された。そして、イギリスでEU離脱を問う国民投票がおこなわれた六月二四日、 七月四日におこなわれたLSEGでの株主投票では九九・九%が経営統合の承認に投票するという予想以上の DBAGでの株式交換申請期限は七月一二日であることが発表された。 LSEGで

が必要であるという株主の判断が働いたものと考えられる。

にはDBAGの株主の八九・○四%が株式交換申請をおこなったことがDBAGから八月一七日に公表された。 六日まで延期するという発表をおこなった。この結果、七月二六日には六○・三五%の株式交換申請がおこなわ 申請をしなかったDBAGの株主に七月三〇日から八月一二日までの追加的な株式交換申請期間を設け、 う技術的な問題に配慮して、最低株式交換申請基準を七五%から六○%に引き下げるとともに申請期限を七月二 ○%以上(STOXX指数とMSCI指数では七五%以上)が交換された二日後にしか交換申請をできないとい DAX指数構成銘柄であるDBAGの株式の約一五%を保有するインデックス・ファンドがDBAGの株式の五 他方、株主による株式交換申請が予想外に進まないDBAGでは当初の申請期限の前日である七月一一日に、 かろうじて引き下げられた株式交換申請基準が満たされることになった。そして、七月二九日には株式交換 最終的

4 E U競争総局による経営統合承認審査

ており、九月二八日がEU競争総局によるLSEGとDBAGの経営統合の一次審査の結果公表期限となった。 なった。EU競争総局の承認審査手続きは二五日間の一次審査と一次審査で問題がある場合の二次審査に分かれ 株主による経営統合の承認を得てLSEGとDBAGは八月二四日にEU競争総局に経営統合承認申請をおこ

査の結果公表期限であることが明らかにされた。 (8) 取引レポーティング)の六項目(細かく見れば一二項目)の問題点が指摘され、二〇一七年二月一三日が二次審 ポ取引、④ドイツ株、 ー間電子取引、指数ライセンス、海上運賃デリバティブの取引とクリアリング、清算とカストディ業務、 九月二八日にEU競争総局から発表された一次審査の結果では、①クリアリング、②デリバティブ取引、③レ ⑤上場投資商品 (ETP)、⑥その他市場(非EEA企業の上場、ドイツ国債のデ 規制 イーラ

という条件付きで売却する計画を公表した。このタイミングでLCH・SAの売却計画が公表されたことから考 関であるLCHグループのフランスにある子会社LCH・SA(旧クリアネット)を経営統合が承認された場合 の売却という譲歩でEU競争総局の承認を得られるものと考えていたものと思われる。 えてもLSEGとDBAGはEU競争総局がクリアキング業務を問題視することを予想しており、 これに対して、EU競争総局の一次審査結果公表直後にLSEGとDBAGはLSEG参加のクリアリング機 LCH · SA

したLCH・SAの売却を経営統合承認のための譲歩としては不十分であると判断している証拠と考えられ、更 した二次審査の結果公表期限を三月六日に延期するという発表をおこなった。これはLSEGとDBAGが提示 ところが、一〇月二一日にEU競争総局は九月二八日の一次審査結果公表の際に二〇一七年二月一三日と発表

なる譲歩を要求するのではないかという観測が広まった。

をユーロネクスト(フランス、オランダ、ベルギー、ポルトガルの取引所連合)に五億一〇〇〇万ユーロで売却 BAGは明らかにした。そして、二〇一七年一月三日にLSEGは経営統合承認という条件付きでLCH 九月二八日の一次審査の際に公表された懸念項目よりも提示された懸念項目は減少していることをLSEGとD 一二月一四日にはEU競争総局から反対声明(statement of objection)がLSEGとDBAGに通知されたが、 S A

とを正式にEU競争総局に通知したと発表し、 ら四月三日に再度延期することを発表した。 二月七日になってLSEGとDBAGはEU競争総局の懸念に対する譲歩策としてLCH EU競争総局は二次審査結果の公表期限を二〇一七年三月六日か ・SAを売却するこ

発表した。二次審査結果の公表期限の迫ったこのタイミングでEU競争総局の要請を断ることは代わりの譲 を提示しない限り、 傘下の債券取引市場MTSを売却する意思表明を二月二七日一二時までにおこなうことはできないということを いう憶測が広まった。 合差し止め要請が強まる中、二月二六日にLSEGは二月一六日になってEU競争総局が求めたイタリア取引所 ドイツの政治家による持ち株会社の所在地を再考する要請が強まり、 経営統合が承認されるとは考えにくく、LSEGが経営統合を撤回するつもりではないかと イギリスのEU離脱強硬派からは

否され、有効な代替案も提示されなかったというのが経営統合を承認しない理由であるということであった。 ば、LSEG傘下のLCHグループ(イギリスのLCHとフランスのLCH・SA)とイタリア取引所の子会社 決定を公表し、これを受けてLSEGとDBAGは経営統合計画の撤回を表明した。EU競争総局の説明によれ 合にLCH・SAが競争できない懸念があるためイタリア取引所傘下のMTSの売却を求めたが、この要請は拒 競争を阻害する恐れがあり、フランスのLCH・SAの売却だけでは取引市場が取引情報を公平に開示しない場 離脱交渉手続きを開始した三月二九日、EU競争総局は英独取引所グループによる経営統合を承認しないという その後もMTS売却に代わる譲歩策がLSEGとDBAGから提示されることはなく、イギリスがEUからの DBAG傘下のEUREXクリアリングがグループ会社となることは債券取引のクリアリング業務で

5 経営統合撤回の背景

EU競争総局が提示した譲歩案を拒否し、有効な代替案も提示しなかったことに起因している。そして、MTS 考えられる。 定のイギリスから共通通貨ユーロを採用するドイツへ移す動きが強まるものとLSEG経営陣が判断したためと はLSEGにとってはそれほど重要な資産であったとも考えにくいので、経営統合後に持ち株会社をEU離脱予 によって撤回されることになったが、すでに経緯を説明した通り、 二〇一六年三月に合意されたLSEGとDBAGの経営統合は二〇一七年三月のEU競争総局による承 実際、 DBAGはLSEGがMTSを売却するものと予想しており、LSEGの売却拒否に驚いた 最後の段階でLSEGがMTSの売却という

UREXクリアリングの売却をEU競争総局が求めるのではないかと予想されたが、フランスのLCH が要求し、これを吞めなかったために買収は実現しなかった。今回のLSEGとDBAGの経営統合でもポ イタリアのMTSの売却だけで済むならばそれほど大きな損失にはならなかったと考えられている。 フォリオ証拠金の導入で利用者のコスト削減を目指したLSEG傘下のイギリスのLCHか、 のではないかと考えられる。 ィブ取引所EUREXか、NYSEユーロネクスト傘下のデリバティブ取引所LIFFEの売却をEU競争総局 それでは今回なぜEU競争総局がLCHやEUREXクリアリングの売却を求めなかったのかということに関 EU競争総局の説明によればMTSを売却すれば経営統合承認を拒否する理由は見当たらず、 DBAGによるNYSEユーロネクスト買収合意の際にはDBAG傘下のデリバテ DBAG傘下のE 承認され ・ S A と ていた

ものと考えられる。DBAGとNYSEユーロネクストは上場デリバティブ市場が店頭デリバティブ市場と競争

「のDBAGによるNYSEユーロネクスト買収合意の際にEU競争総局が下した判断に原因

しては、

前回

ろが、 うか。 引を獲得することも困難であり、 引で強いドイ ことには計画発表当初から疑問を感じた。 SEGがMTSの売却に応じてLSEGとDBAGの経営統合が実現していたとすれば、前回のEU競争総局 係にはなく、 は 関係にあり、 上を選択したと言えば聞こえはいいが、デリバティブ取引で市場を獲得することは困難であり、 かかわらず、 決定に対してDBAGが欧州裁判所への提訴までおこなっていたことが役立つことになっていたかもしれない REXクリアリングは規模が大きいとはいえ競争関係にはないと判断せざるを得なかったものと考えられる。 デリバティブ取引のクリアリング業務が中心のLCHと上場デリバティブ取引のクリアリング業務が中心の 求めていた。 レCEOが自ら買収される道を選択したのはなぜであろうか。自らの地位や企業の独立性よりも顧客の LSEGはかつての買収ターゲットから買収者へと変貌し、 ないと主張 最後になって自ら経営統合を撤回する決断をしたものと考えられ、イギリスのEU離脱という事態で状況 イギリス株取引やイタリア株取引で主市場でなくなることは考えにくいが、 買収による多角化戦略を推し進め、 ツ取引所やCMEグループ、 店頭デリバティブ市場と上場デリバティブ市場が競争関係にないとすれば、金利スワップ等の店頭 上場デリバティブ市場内での競争が阻害される恐れがあるとしてEUREXかLIFFEの売却を EUREXとLIFFEがグループ会社となっても店頭デリバティブ市場との競争があるので問 したのに対して、 デリバティブ取引が弱いものの、 EU競争総局は上場デリバティブ市場と店頭デリバティブ市 イギリスのEU離脱というリスクに対処したものであったと考えられた。 ICEと競争していくことに見通しが立たなかったからでは 力尽くで買収される可能性は極めて小さくなったにもかかわらず、 評価されてきたロレCEOがDBAGとの経営統合を選択した 取引所グループと呼ぶにふさわしい企業に変貌した。 ロレCEOのもとで株式取引に依存した収益構造 ユーロ建て取引やドル建て取 場はそれほど競争関 デリバティブ取 それにも ・だろ L 口 題 0

注

- 1 London Stock Exchange Group plc and Deutsche Boerse AG, "Potential merger of equals between London Stock Exchange $documents/initial\text{-}statement\text{-}lseg\text{-}potential\text{-}merger\text{-}deutsche\text{-}boerse\text{-}pdf?}accepted = 26d600001878f001b8d4f1a61ea2981f), and the properties of the properti$ Group plc ("LSE") and Deutsche Boerse AG ("Deutsche Boerse")," Press Release, 23 February 2016 (http://www.lseg.com/
- 2 London Stock Exchange Group plc and Deutsche Boerse AG, "Further information on the potential merger of equals pdf?accepted=93a83a1dafbd96a47f42d39177087cce) February 2016 (http://www.lseg.com/documents/lseg-disclosure-further-potential-merger-terms-26-feb-2016between London Stock Exchange Group plc ("LSEG") and Deutsche Börse AG ("Deutsche Börse")," Press Release, 26
- 3 boerse.com/dbg/dispatch/en/listcontent/dbg_nav/investor_relations/Content_Files/10_adhoc/db_adhoc_9March2016 Börse AG: Divestiture of International Securities Exchange Holdings, Inc.," Press Release, 9 March 2016 (http://deutscheregards-possible-offer-1-march-2016-pdf?accepted=2c1c1858ff7e9a33c7ae22375bf3d90), Deutsche Börse AG, "Deutsche Intercontinental Exchange, Inc. ("ICE")," Press Release, 1 March 2016 (http://www.lseg.com/documents/lseg-statement-London Stock Exchange Group plc, "London Stock Exchange Group plc ("LSEG") notes the announcement from
- 4 London Stock Exchange Group plc and Deutsche Boerse AG, "RECOMMENDED ALL-SHARE MERGER OF EQUALS OF

- b%C3%B6rse-ag-rns-16mar2016-pdf?accepted=de1fb0b304288862dd9a78f6b0316136). なお、記者会見の音声 (http://www.lseg.com/documents/lseg-dbag-analysts-investor-call-2016-03-16-zip?accepted= lseg.com/documents/lseg-recommended-all-share-merger-equals-london-stock-exchange-group-plc-and-deutsche-
- 5 "US Predator Seals Funds For £10bn LSE Bid," Sky News, 4 April 2016 (http://news.sky.com/story/us-predator-sealspdf?accepted=4133c704930f0d3071bd70ddd6ab3fbb) は両取引所グループのサイトからアクセス可能である。

all-share-merger-equals-london-stock-exchange-group-plc-and-deutsche-b%C3%B6rse-ag-presentation-16mar2016-all-share-merger-equals-london-stock-exchange-group-plc-and-deutsche-b%C3%B6rse-ag-presentation-16mar2016cea4288f920252461aefc8540769f68b) とプレゼンテーション資料(http://www.lseg.com/documents/lseg-recommended

6 London Stock Exchange Group plc, "London Stock Exchange Group PLC Clarification Statement," Immediate Release,

(42)

funds-for-16310bn-lse-bid-10230472)

RNS Number: 2782W, 25 April 2016 (http://www.londonstockexchange.com/exchange/news/market-news/market-

- 7 London Stock Exchange Group plc, "London Stock Exchange Group plc ("LSEG") Statement regarding Intercontinental news-detail/LSE/12791249.html)
- londonstockexchange.com/exchange/news/market-news/market-news-detail/LSE/12803928.html) Exchange, Inc. ("ICE") withdrawal," Immediate Release, RNS Number: 2849X, 4 May 2016 (http://www.
- 8 European Commission, "Mergers: Commission opens in-depth investigation into proposed Deutsche Börse/LSE merger," Press Release, IP/16/3222, 28 September 2016 (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-3222_en.htm)
- 9 London Stock Exchange Group plc, "RECOMMENDED ALL-SHARE MERGER BETWEEN LONDON STOCK

- exchange/news/market-news/market-news-detail/LSE/12982308.html). of LCH SA," Immediate Release, RNS Number: 1067L, 28 September 2016 (http://www.londonstockexchange.com/ EXCHANGE GROUP PLC AND DEUTSCHE BÖRSE AG - Update on the European Commission Review - Potential Sale
- 10 Foo Yun Chee and Huw Jones, "EU extends LSE-Deutsche Boerse merger review until March 6," Reuters.com, 21 October 2016 (http://www.reuters.com/article/us-lse-m-a-deutsche-boerse-eu-idUSKCN12L1AA)
- 11 12 Andrew Kroener, "Deutsche Boerse and LSE say EU's list of merger concerns has shortened," Reuters.com, 14 December EXCHANGE GROUP PLC AND DEUTSCHE BÖRSE AG - Proposed Sale of LCH SA to Euronext N.V.," Immediate London Stock Exchange Group plc, "RECOMMENDED ALL-SHARE MERGER BETWEEN LONDON STOCK 2016 (http://www.reuters.com/article/uk-lse-m-a-deutsche-boerse-eu-idUKKBN1432DK)
- 13 market-news/market-news-detail/LSE/13139501.html) Immediate Release, RNS Number: 8593X, 26 February 2017 (http://www.londonstockexchange.com/exchange/news/ EXCHANGE GROUP PLC AND DEUTSCHE BÖRSE AG - Update on the European Commission Phase II proceedings.," London Stock Exchange Group plc, "RECOMMENDED ALL-SHARE MERGER BETWEEN LONDON STOCK

news/market-news-detail/LSE/13082594.html)

Release, RNS Number: 1534T, 3 January 2017 (http://www.londonstockexchange.com/exchange/news/market-

(43)

14 Exchange," Press Release, IP/17/789, 29 March 2017 (http://europa.eu/rapid/press-release_IP-17-789_en.htm) European Commission, "Mergers: Commission blocks proposed merger between Deutsche Börse and London Stock

(よしかわ まさひろ・客員研究員)

----- 証研レポート既刊目録 -------

	执筆者		執筆者 ·
なぜ国債発行市場は安定しているか	中島	アドバイザリー化する証券ビジネス	二上
拡大するラップ口座	二上	揺れる異次元緩和の論理	伊豆
クラウドファンディングの可能性	松尾	リキャップCBの発行情報と株価の反応	志馬
アメリカの証券市場構造とHFT(高頻度取引)	清水	日本国債の格付け	黒沢
No.1688 (2015. 2)		No.1605 (2016 4)	
ネット取引と対面取引	二上	No.1695(2016.4) 投資運用ビジネスにおける新たな動向	二上
異次元緩和における<二年>の意味	伊豆	クラウドファンディングの拡大と多様化 クラウ	一上 松尾
欧州HFTの実情	吉川		古川
一ESMAのデータ分析一		英独取引所グループの経営統合合意	
金融緩和と国債市場	志馬	スチュワードシップ・コードの可能性	梅本
一金利変動に対する金融機関の取引スタイルの変化一	75.759		
並引え到で対する並んははないがけいプログラ		No.1696 (2016, 6)	
N-1000 (0015 4)		マイナス金利導入後の金融資産市場の変化	二上
No.1689 (2015. 4)		内外証券投資の収益と残高	伊豆
日本再興戦略と株式市場	二上	レバレッジETFと株式市場	志馬
欧州HFTの実情2	吉川	一二〇一六年一月の市場分析一	פיייטי
ーESMAのガイドライン・レビューー		消費増税の先送りと改正特例公債法の成立	中島
変化する金融商品仲介業支援ビジネス	坂下	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	十四
ーオンライン総合証券と中堅証券の参入一			
インフレ率目標〈二%〉の起源	春井	No.1697 (2016. 8)	
貸株取引の決済制度改革	福本	証券会社の収入構成の変化について	二上
		SECによるIEXの取引所承認決定	吉川
No.1690 (2015. 6)		ーフラッシュ・ボーイズは救世主かー	
わが国のクラウドファンディング規制の現状	松尾	米国SECによるレバレッジETFの規制提案	志馬
金融危機と公的資金	伊豆	国債市場特別参加者制度と最近の国債市場	簗田
株価指数先物の見せ玉注文	吉川	一三菱東京UFJ銀行の特別資格返上に関連して	
一米国司法省による英国投資家訴追請求一			
米国のティックサイズ拡大のためのパイロット・プログラム	清水	,	
米国企業の配当リキャップ(Dividend Recapitalization)	志馬	No.1698 (2016.10)	
ーリキャップCBの原型ー		証券市場の新たな役割	二上
		英国のソーシャルレンディング	松尾
No.1691 (2015. 8)		一最近の市場動向一	
最近の投資信託市場の状況について	二上	日銀の「新しい枠組み」を考える	伊豆
誤情報配信による不正取引	吉川	金融の歯止めが利かない国債市場の謎	中島
一SECのブルガリア投資家訴追請求一	古川		
ハイフリクエンシー・トレーディングの間接規制	清水	No.1699 (2016.12)	
ープロップ・ファームをFINRA会員へ		ロカベスティングとスローマネー	松尾
国債決済期間の短縮とレポ市場の革新		一資金の「地産地消」の取り組み一	仏儿
国頂大角期间の短縮とレホ川場の早制	中島	CBOEによるBATS買収合意	吉川
		一買収されるという選択一	
No.1692 (2015.10)		日本銀行の国債保有状況について	志馬
証券会社収入の変化をどう見るか	二上	実質株主との対話	福本
英国の投資型クラウドファンディング規制	松尾	天貝休主との別品	佃平
預金封鎖・ELA・改革プログラム	伊豆		
ーギリシャ危機と「最後の貸し手」ー		No.1700 (2017. 2)	
日銀の国債保有状況と国債市場の流動性	志馬	「株先五〇」三〇周年を迎えて	二上
流動性の高い国債市場は如何にして形成されたか	中島	──清算取引復活運動はなぜ挫折し、「株先五○」 開設はなぜ成功したか	_
		将来株式取得略式契約スキーム (SAFE) とクラウドファンディング	
No.1693 (2015.12)		外為取引の減少について	伊豆
クラウドファンディングの世界的趨勢	松尾	欧州HFTの実情3	吉川
豪州HFTの実情	吉川	一複数市場での重複指値注文一	
一ASICによる調査報告書一		日中の株価変動とレバレッジETF	志馬
米国ATS(代替的取引システム)の透明性向上のためのSECルール提案	清水	-Brexitとトランプ・ショック時の動き-	
長期保有株主優遇策としての種類株式	福本	異次元金融緩和政策と国債金利形成の特徴	中島

公益財団法人 日本証券経済研究所

ホームページのご案内

http://www.jsri.or.jp/

(YAHOO、Google などの検索サイトで、「証券経済研究所」、「jsri」ですぐ検索できます。)

I. 研究所の紹介等

ISRIについて

当研究所の概要や事業活動を紹介しています。

出版物案内

『証券レビュー』『証研レポート』『金融商品取引法研究会研究記録』の全文、『証券経済研究』の各論文要旨を掲載しています。また、定期刊行物のバックナンバー一覧、単行本の内容紹介と目次もご覧いただけます。

証券図書館

証券図書館の概要や利用の手引きを紹介しています。

講演会録

「資本市場を考える会」「証券セミナー」の講演会録(全文)をお読みいただけます。

研 究 会

当研究所が主催する研究会の概要と活動状況を紹介しています。また、金融商品取引法研究会研究記録(全文)がご覧いただけます。

株式投資収益率

株式投資収益率(東証第一部、第二部)の年別・月別の データ(概要)や産業別・銘柄によるランキングを掲載 しています。

トピックス

海外の論文の翻訳・紹介や証券経済関係の小論文を掲載 しています。

Ⅱ. データベース検索

研究所出版物

出版物案内に掲載している出版物を書名・論文名または 著者名等により検索できます。

証券図書館の蔵書

証券図書館(東京)所蔵の蔵書を書名、著者名等により検索できます。また、新規受け入れ図書を紹介する新着資料案内もあります。

証券関係の論文・記事

証券図書館(東京)が受け入れている国内雑誌に掲載された証券関係の論文・記事を論文名、著者名及びキーワードにより検索できます。

証券 年表

新聞、雑誌等の記事を「証券」「金融」「一般」に3分類 し、月単位で更新しています。日付ごとに記事を一覧す ることができるとともに、探したい用語を含む記事の検 索もできます。

証券図書館

証券・金融・経済関係の資料をご覧になりたい方はどなたでも、 ご利用いただけます。

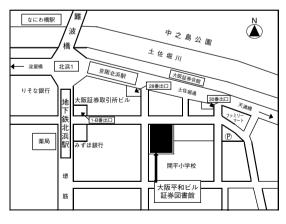
所 在 地 大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル地下1階 TEL(06)6201-0062

開館時間 午前9:30 ~ 午後5:30 土曜、日曜、祝日、年末、年始および館内整理の日は休館します。

図 書 証券(経済、制度、取引法)関係の専門書をはじめ、金融、財政、 経済、経営、会計関係の図書および、年報、年鑑、上場会社の社 史等を集めております。

雑 誌 取引所、協会、証券会社、銀行、官庁、大学等の刊行物、一般雑 誌、産業関係資料ほか、海外の新聞、雑誌等を集めております。

(みなさんのご利用をお待ちしております。)



地下鉄堺筋線・京阪本線 北浜駅1-B番出口又は 28番出口より徒歩2分

日本証券経済研究所のホームページ(http://www.jsri.or.jp)から 図書の検索ができます。ご利用ください。

2017年 4 月号

発行所

公益財団法人 日本証券経済研究所

大 阪 研 究 所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル 電話(06)6201 0061 (代表)Fax(06)6204 1048 http://www.jsri.or.jp

定価(本体380円十税)